



税だより

税務課 内線261

町県民税・所得税などの申告はお済みですか！

申告期限は3月15日(水)

前年中の所得がないなどの理由で、所得税の申告が必要ない方でも、町県民税の申告は必要となる場合があります。

また、湯河原町以外に住んでいる親族の方に扶養されている方もその旨を申告してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合には町県民税の申告の必要はありません。

- ・あなたが確定申告を行った場合
- ・一箇所から給与を受けていて年末調整が済んでいる場合
- ・公的年金だけを受給している人で一定の金額以下の場合
- ・町内在住の親族が確定申告や給与の年末調整であなたを扶養している旨の申告をした場合

【申告受付期限及び時間】
3月15日(水) まで

9時～16時(土・日を除く)。
※申告相談は、午前は11時30分まで、午後は3時30分までに受付をしてください。

【会場】 役場第2庁舎3階会議室

オートバイの廃車などの手続きはお早めに！

オートバイ(125CC以下)の所有者の変更や廃棄処分などをした場合には、税務課で手続きをしてください。

※軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、盗難や人に譲ったりしたときは、早めに手続きをしてください。

◎詳しくは、税務課(内線261)へお問い合わせください。

青色申告会確定申告指導会場もご利用ください

【申告受付期限及び時間】

3月15日(水)まで 9時～17時
(期間中、土・日も受付)
どなたでも無料でご利用いただけます。

【会場】 納税センター・青色会館
5階大ホール(旧県合同庁舎)
小田原市本町2-3-24

【問合せ】 (社)小田原青色申告会
☎(24) 2613

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成18年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿

簿の縦覧を実施します。

縦覧期間中は、納税者が自己の土地又は家屋の価格(評価額)と他の土地又は家屋の価格(評価額)を土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿により比較することができます。

また、自己の所有する固定資産の平成18年度の課税内容についても、固定資産課税台帳により確認することが出来ます。

その他、土地の評価に係る標準地・路線価図についても閲覧ができます。

【縦覧期間】

4月3日(月)～5月31日(水)

8時30分～17時15分

※土・日・祝日を除く

【縦覧場所】

役場第2庁舎1階 税務課

【縦覧対象者】

湯河原町に土地又は家屋を所有し、平成18年度に固定資産税を納税する方(同居の親族、納税者から文書で委任された方、納税管理人、固定資産の共有者は可)

※縦覧時には、本人確認のため、免許証、パスポート、平成18年度固定資産税納税通知書など本人を確認できるものを提示していただきます。

納税は便利な口座振替で！

町税などの納付は便利・安心・確実な口座振替をご利用ください。手続きは、通帳とお届け印を持って、金融機関で簡単にできます。ぜひ、ご利用ください。

小田原税務署からのお知らせ

●個人事業者の消費税及び地方消費税の申告について

基準期間(平成15年分)の課税売上高が1,000万円を超える方及び「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方は、平成17年分の消費税の申告が必要です。

【受付期限】 3月31日(金)まで

※消費税及び地方消費税の申告書には、課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入等の税額に関する明細書(付表)を添付する必要があります。

また、還付申告の場合は、「仕入控除税額に関する明細書」を添付してください。

●贈与税の申告について

平成17年中に、個人から土地や建物などの不動産、現金、預貯金、株式などの財産をもらった方で年間110万円を超える場合、贈与税の申告と納税が必要です。

【受付期限】 3月15日(水)まで

【問合せ】 小田原税務署 ☎(35) 4511

ホームページで確定申告を

国税庁のホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で確定申告書の作成ができます。プリントアウト(カラー)した申告書はそのまま税務署に提出することができます。ただし、土地、建物などの譲渡所得のある方など、ご利用できない場合があります。

青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書も作成できます。

●国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp>

●東京国税局ホームページ

<http://www.tokyo.nta.go.jp>

※各ホームページは湯河原町のホームページからリンクしています。